

(仮称) 宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例（骨子）への
意見募集結果及び修正後の骨子について

(仮称) 宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例（骨子）について実施しましたパブリックコメントの結果及び修正後の骨子について、報告いたします。

1 意見募集結果について

(1) 募集期間

令和 7 年 3 月 1 2 日（水）から令和 7 年 4 月 1 0 日（木）まで

(2) 募集に際しての周知

日 程	活動内容	備 考
3 月 1 1 日（火）	パブリックコメントの資料の配架等	市 H P への掲載 市内公共施設 29 施設 動物病院 15 施設
3 月 1 4 日（金）	町内会・自治会への回覧依頼	全 513 団体
3 月 1 5 日（土）	市政だより	
3 月 1 7 日（月）	L I N E 発信（1 回目） F M うじ出演	
3 月 1 8 日（火）	啓発・相談ブース設置（アルプザ 宇治東店）	
3 月 2 1 日（金）	啓発・相談ブース設置（庁舎 1 階ロビー）	
3 月 2 3 日（日）	街頭啓発（中宇治 B A S E）	
3 月 2 4 日（月）	啓発・相談ブース設置（コナ 1 R 宇治駅北店）	
4 月 3 日（木）	L I N E 発信（2 回目）	

(3) 意見提出者数及び意見数

【意見提出者】 2 4 人

提出方法	人 数
持参	1 人
郵便	—
ファクシミリ	5 人
電子メール	7 人
市民の声投書箱	—
動物病院に持参	1 1 人

【意見数】 47件

区分	件数
許可に関すること	5件
設置場所に関すること	3件
説明会に関すること	1件
構造設備に関すること	5件
事業廃止に関すること	3件
移動火葬に関すること	13件
罰則に関すること	3件
その他	14件

(4) 意見等の概要及びこれに対する宇治市の考え方

資料1 パブリックコメント 意見等一覧

2 修正後の骨子について

資料2 (仮称)宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例(骨子)修正後

3 今後の予定について

令和7年6月定例会に議案を提出予定

【(仮称)宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例(骨子)】パブリックコメント 意見等一覧

「あり」:骨子への反映をするもの、「なし」:骨子への反映はしないもの、「－」:骨子に反映されているもの等

種別	No	ご意見等の概要	本市の考え方	意見の反映
許可に関する こと	1	設置に関しては、審査・検査のうえで許可とし、許可を受けた年月日や許可番号を利用者が確認できるよう施設に掲示する。	設置に関しては市長の許可が必要となりますが、施設での許可内容の掲示を求める予定はありません。	なし
	2	許可は永久ではなく、毎年の更新が必要とする。	許可の更新を求める予定はありませんが、著しい違反行為が見受けられた場合は、許可の取り消しなど必要な措置をとることとしております。	なし
	3	誰に許可したかホームページで確認できるようにする。	いただいたご意見を踏まえ、規則や運用等について検討してまいります。	－
	4	安易に参入する業者のないようきびしい許可制をお願いしたい。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。	－
	5	トラブルが発生しないような場所で、健全で誠実な運営をされる事業者に霊園を設置していただくためには、設置場所や霊園設置者にある程度の条件設定が望ましい。 過去の実績、今後の事業計画を十分に精査され、事業者としての適性を慎重に判断され、許可に値するかどうか、しっかり見極められる条例にしていきたい。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、施設の構造設備や設置場所に基準を設け、条例の制定をすすめてまいります。	－
設置場所に関 すること	6	住民との揉め事を避けるには、施設の建設や移動火葬車での火葬を行う場所は天ヶ瀬公園墓地や火葬場の隣接地がよい。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。 一方で、事業を行う事業者に対し、過度な規制とならないよう配慮も必要となることから、他の法令等を参考にし、生活環境に影響を及ぼす可能性のある範囲を隔離距離等として設定しております。	－
	7	ペット霊園の設置場所の基準について、1 0 0 mの根拠は何か。	・「京都府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」における風俗営業の基準 ・「宇治市ラブホテル建築等規制条例」における設置基準 上記において、学校や児童福祉施設等から1 0 0 mの範囲を基準としております。本条例においてもそれらの基準を参考として、生活環境に影響を与える可能性がある範囲を1 0 0 mとみなして設定しています。	－
	8	既存の墓地の空きスペースに設置はできないのか。	墓地の経営許可を受けた者が、許可を受けた区域を含む土地でペット霊園の墓地・納骨堂の設置等をする場合は、条例における設置場所の基準は適用しないこととしており、既設の墓地の空きスペースにペット霊園を設置することは可能です。	－
説明会に関 すること	9	説明会の開催について、1 1 5 mの根拠は何か。	「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」における説明会の開催について、「開発事業の区域に建築する建築物の高さの1.5倍の距離又は15mのいずれか長い距離の範囲内」との要件を引用し、本条例においても設置基準の100mに15mを足した115mを説明会の開催範囲として設定しています。	－

種別	No	ご意見等の概要	本市の考え方	意見の反映
構造設備に関すること	10	初期消火のために、最低限の消火器等の設置が必要ではないか。	いただいたご意見を踏まえ、消火器その他の初期消火に必要な設備等について設置を義務付けることとし、火葬施設の基準・必要な設備として定めます。	あり
	11	設置許可等の地位を承継した者が、構造設備の更新、改修を行う場合には、本条例の対象となるのか。	地位を継承した者につきましても、本条例の対象となります。	－
	12	経過措置により許可を得た者が、構造設備の更新、改修を行う場合には、本条例の対象となるのか。	経過措置により許可を受けた者が構造設備の更新等を行う場合は、本条例の対象となります。	－
	13	利用者が使用後にゴミ等散乱していない様にしたい。	いただいたご意見を踏まえ、必要に応じてごみ集積場を設置することとし、構造設備の基準に定めます。	あり
	14	動物の火葬において、煙がまわりの施設や住宅から見えるようなことは望ましくない。臭いも同様。 また、動物霊園という特殊性から、明るい外観にしてもらうことも大切と考える。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、施設の構造設備や設置場所に基準を設け、条例の制定をすすめてまいります。	－
事業廃止に関すること	15	業者の倒産や利用者が管理料を払えなくなった場合など、のちのトラブル回避に対する法的措置の取り決めが重要。	ペット霊園等事業者が事業を廃止する際には、市への届け出、利用者への事前説明を行い、他の墳墓等に焼骨を移すなど利用者の心情に配慮した対応に努めることを義務付けています。	－
	16	先々を考えると、事業者の倒産もあり得る。現状復旧費用を、事前に半額なり市が預かるべき。	事業を廃止する場合は、原状回復等の措置、利用者への説明、焼骨の移動など利用者の心情に配慮した対応を義務付けており、預かり金等の導入は検討しておりません。	なし
	17	廃業時のルールが記載されていない。	事業を廃止する場合は、原状回復等の措置、利用者への説明、焼骨の移動など利用者の心情に配慮した対応を義務付けています。	－
移動火葬に関すること	18	許可された場合、移動火葬は宇治市内に限定されるということか。 先行して条例を定めている他の自治体でも、これは同様のことか。	市内において、業として移動火葬を行う行為について許可が必要となります。 例えば、事業所の所在地が他市町村であっても、市内で移動火葬を行う際は許可が必要になります。 なお、聞き取りを行った他市町村においても、同様の趣旨であると確認しております。	－
	19	他の自治体で許可を得ている者が、宇治市内でペットの死体を収集して、許可を得ている自治体の区域内で火葬を行うことは可能か。この場合は、本条例の適用は受けないことになるのか。	本条例は、市内において、業として移動火葬を行う行為について規制するものであり、ペットの死体を収集する行為について規制するものではありません。	－
	20	骨子5（2）オにある「その事業者の所有地等」の「等」とは、具体的に何を想定しているのか。	5（2）オのただし書きにて、一定の要件を満たしている場合は、事業者が所有する土地以外の場所で移動火葬を行えることとしています。	－
	21	移動火葬車両の使用制限における100mの根拠は何か。	・「京都府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」における風俗営業の基準 ・「宇治市ラブホテル建築等規制条例」における設置基準 上記において、学校や児童福祉施設等から100mの範囲を基準としております。本条例においてもそれらの基準を参考として、生活環境に影響を与える可能性がある範囲を100mとみなして設定しています。	－
	22	骨子5（2）オに「ただし、以下のいずれにも該当する場合は除く。」と規定されているが、「いずれにも」は4項目全てに当てはまるという理解でよいのか。 また、この場合は、住宅地または住宅地から100m以内でも可能ということか。	すべての項目に該当する場合は、住宅地または住宅地から100m以内の敷地であっても移動火葬を行えることとしています。	－

種別	No	ご意見等の概要	本市の考え方	意見の反映
移動火葬に関する事	23	隣接する居住者や集合住宅の居住者に周知するだけで十分か。 周知について、時期や方法はどのように想定しているのか。	周辺住民、利用者双方への配慮および移動火葬事業の性質を鑑み、周知を行うことが妥当であると考えております。 周知方法としては、事業者または利用者による口頭での周知やチラシの配布等による周知を想定しています。	—
	24	反対者がいる場合は、どう対応するのか。	条例は、移動火葬車両の使用制限について定めており、反対者がいる場合等につきましては当事者間でご協議いただくこととなります。	—
	25	初期消火のために、最低限の消火器等の設置が必要ではないか。	ご意見を踏まえ、消火器その他の初期消火に必要な設備等について設置を義務付けることとし、火葬車両に必要な設備の基準を定めます。	あり
	26	移動火葬業の許可等の地位を承継した者が、構造設備の更新、改修を行う場合には、本条例の対象となるのか。	地位を継承した者につきましても、本条例の対象となります。	—
	27	骨子 10（2）にて、許可申請とされているが、骨子 9にある届け出との違いは何か。	現に設置されているペット霊園等における立地、設備等について条例を適用することはできないため、許可申請ではなく、届け出を行うことと定めています。	—
	28	経過措置により許可を得た者が、構造設備の更新、改修を行う場合には、本条例の対象となるのか。	経過措置により許可を受けた者が構造設備の更新等を行う場合は、本条例の対象となります。	—
	29	骨子（概要版）にて、「収納、収骨は住宅等や公共施設の敷地で行わないこと。」と記載されているが、「住宅等」は条例（骨子）では規定されていないように思われるが、正しいのか。	収納、収骨を行えない場所に住宅は含まれません。	—
罰則に関する事	30	条例の案はおおむね賛成。 移動火葬は場所等条件を考えると難しいため、反対。 ペット霊園等の様に決められた場所が望ましい。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。	—
	31	罰則（過料）は導入される予定か。	過料による罰則を設ける予定はありません。	なし
	32	骨子（概要版）にて、「使用禁止命令」と記載されているが、条例（骨子）では「無許可営業等の場合は営業禁止」と規定されているが、正しいのか。	概要版における記述については、ペット霊園及び移動火葬両方にかかるものであり、表現を使用禁止命令に統一して記載しています。	—
その他	33	条例違反した場合の罰則規定は。	事業者が条例に違反した場合は、違反した内容に応じて勧告、命令、許可の取り消し、施設の使用の禁止、事業者名等の公表を行うことができることとしています。	—
	34	ペット霊園等に関する条例が出来ると助かる。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。	—
	35	本条例で対象とするペットの定義を追加する。	いただいたご意見を踏まえ、用語の定義に「ペット」を定めます。	あり
	36	ペット斎場建設は、必要なものであり、反対はしない。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。	—
	37	何事も地域の住民にしっかり説明があり、お互い納得した状態で物事が進めばよい。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。	—
	38	家族である動物のため、営利に走らず心の通った動物霊園を望む。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。	—

種別	No	ご意見等の概要	本市の考え方	意見の反映
その他	39	近年、ペットは家族の一員という考えも多くなる中、ペット霊園を作ることについては必要なこと。 しかし、自分の家の近くに設置となると反対される方もいるため、条例に従えない場合はどうする等、市民が納得できる様、進めてもらいたい。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。	—
	40	移動火葬については、使用者側にとってはたくさんメリットが考えられるが、居住者側にとっては様々な不安が考えられる。 居住者側が安心して移動火葬車両を受け入れられる体制、例えば、場所をある程度決めたり、禁止場所を作るなどの法整備が求められる。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。	—
	41	賛同する。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。	—
	42	条例ができることに賛同する。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。	—
	43	少子高齢化がすすみ、ますますペットの数も増えてくることで、先を見越した条例は必要と考える。 ルール作りをすることで、飼育者その他の市民が共存できると考える。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、条例の制定をすすめてまいります。	—
	44	移動タイプの火葬車は、お年寄りや車の手段がない方には大変助かる。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、施設の構造設備や設置場所に基準を設け、条例の制定をすすめてまいります。	—
	45	ルールや近隣の方の同意があれば、施設の設置はよい。 移動火葬も、お年寄りや移動手段がない方にはありがたい。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、施設の構造設備や設置場所に基準を設け、条例の制定をすすめてまいります。	—
	46	ルールに従い、霊園などを作るとよい。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、施設の構造設備や設置場所に基準を設け、条例の制定をすすめてまいります。	—
	47	条例（骨子）どおりに運営されるのであれば問題は無いように思う。 また、定期的な監視も必要。	いただいたご意見を踏まえ、市民の皆様の良好な生活環境の保全及び利用者の保護を目的とし、施設の構造設備や設置場所に基準を設け、条例の制定をすすめてまいります。 また、本条例の施行に必要な範囲で、事業者に対し、維持管理の状況等について報告を求め、立ち入り検査を行うことができることとしています。	—

(仮称) 宇治市ペット霊園等の設置の許可等に関する条例（骨子） 修正後

1 目的

この条例は、ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車両による火葬が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるために必要な事項を定めるとともに、これらの利用者に提供する役務において講ずべき措置を定めることにより、良好な生活環境の保全及び利用者の保護に資することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) ペット：愛玩するために飼養される犬、猫その他の動物をいう。
- (2) ペット霊園：墓地、納骨堂、火葬施設またはこれらを併せた施設をいう。
- (3) 移動火葬車両：火葬設備を搭載した車両、または車両にけん引される火葬設備をいう。
- (4) 移動火葬：移動火葬車両による火葬をいう。
- (5) ペット霊園等事業者：ペット霊園の設置の許可を受けた者または移動火葬業の許可を受けた者をいう。

3 ペット霊園等事業者の責務と遵守事項

- (1) 利用者の心情に十分に配慮し、周辺生活環境の保全に努めなければならない。
- (2) ペット霊園において、ペットの死体を土中に埋葬してはならない。
- (3) ペットの死体や焼骨を丁寧に取り扱い、衛生的に管理しなければならない。
- (4) 利用者に対して、あらかじめ利用の条件、料金等について説明しなければならない。

4 ペット霊園に関する事項

(1) ペット霊園の設置等許可手続き

- ア 市との事前協議
- イ 計画区域内での施設概要等を記載した標識の設置
- ウ 計画区域から 115m の範囲内の住民や土地、建物の所有者等への説明会の開催
- エ 市への設置等許可の申請

(2) ペット霊園の設置場所の基準

- ア 次の各敷地境界からの水平距離が 100m 以上離れていること。
 - ・住宅、学校、児童福祉施設、病院等、図書館、公民館、老人福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設
 - ・都市計画法に規定する住居系の用途地域
 - ・文化財保護法等により指定等された建造物
 - ・宇治市風致地区条例に規定する特別風致地区
- イ 申請者が所有している土地であること。

(3) ペット霊園の構造設備の基準と維持管理

ア 外部から墓地、納骨堂、火葬施設を見通すことができないようにするための垣根等が設けられていること。

イ 墓地に雨水等の排水施設が設けられていること。

ウ 必要に応じて、管理事務所や便所、ごみ集積場等が設けられていること。

エ 火葬施設の基準・必要な設備

- ・ 摂氏 800 度以上で火葬できる炉
- ・ 空気の通風
- ・ 炉内の温度計
- ・ 助燃装置
- ・ 二次燃焼室など、ばい煙・悪臭を予防するための装置
- ・ 防音、防じん設備
- ・ 消火器その他の初期消火に必要な設備

※ペット霊園の設置者は、この基準に従い維持管理しなければならない。

(4) 工事の着手および工事完了の検査

ペット霊園の設置者は、工事に着手しようとするとき、または完了したときは、市長に届け出なければならない。また、市長は、工事完了の届け出があったときは、各基準に適合しているかどうかについて検査する。

(5) ペット霊園の地位の承継

ペット霊園の設置者は、市長の承認を受けた場合、設置許可等の地位を承継することができる。

5 移動火葬業に関する事項

(1) 移動火葬業の許可

業として市内で移動火葬を行う場合は、許可を受けなければならない。

(2) 移動火葬車両の使用の制限等

ア 移動火葬車両に、事業者名、連絡先、市の許可を受けている旨を容易に確認できるよう表示すること。

イ 火葬を行う際は、移動火葬車両を走行させないこと。

ウ 火葬設備への収納、収骨を行うにあたっては、臭気の発生を抑制し、火葬炉の内部等を公衆の目に触れさせないようにすること

エ 学校・児童福祉施設・病院等・図書館・公民館・老人福祉施設・介護保険施設・障害者支援施設の敷地および公園・道路・河川その他の公共施設で火葬設備への収納、収骨を行わないこと。

オ 移動火葬は、その事業者の所有地等であって、住宅等の敷地の境界線から水平距離が 100m 以上離れている場所で行うこと。ただし、以下のいずれにも該当する場合は除く。

- ・ 反復して移動火葬を行う場所でないこと
- ・ 移動火葬を行う土地の所有者または管理者が承諾していること
- ・ 隣接する居住者で、火葬が見える者に火葬を行うことを周知していること
- ・ 集合住宅の場合は、居住者に周知していること

カ 移動火葬車両に必要な設備や基準は、ペット霊園の「火葬施設の基準・必要な設備」と同様。

(3) 移動火葬業の地位の承継

移動火葬業の設置者は、市長の承認を受けた場合、移動火葬業の許可等の地位を承継することができる。

6 ペット霊園等事業の廃止手続き

- (1) ペット霊園事業者が墓地や納骨堂の廃止等をする場合は、届け出を行うこととし、ペット霊園を廃止したときは、原状回復等の措置を講じなければならない。また、あらかじめ利用者にその旨を説明し、他の墳墓等に焼骨を移すなど利用者の心情に配慮した対応に努めなければならない。
- (2) 移動火葬業者が火葬施設や移動火葬業を廃止した場合は、届け出なければならない。

7 違反した者に対する措置

- (1) 市長は、事業者が偽りその他不正の手段により許可を受けた場合や、許可の条件に違反した場合等においては、必要に応じて勧告、命令、許可の取消しを行うことができる。
- (2) 市長は、事業者が無許可営業等の場合においては、営業の禁止を命ずることができる。
- (3) 市長は、命令に従わない事業者の名称等を公表することができる。

8 報告の徴収・立入調査等

市長は、維持管理の状況等必要な事項について、ペット霊園等事業者に対して、報告を求め、立ち入り調査を行うことができる。

9 現に設置されたペット霊園等に係る経過措置

本条例施行時、現に業としてペット霊園を設置している者、または設置に係る工事に着手している者は、定められた期日までにその旨を市長に届け出なければならない。

その場合、設置場所の基準及び構造設備の基準は適用しない。なお、届け出のあった者は本条例の施行日に許可を受けたものとみなす。

10 現に移動火葬業を行っている者に係る経過措置

- (1) 本条例施行時に現に移動火葬業を行っている者は、経過措置期間までは本条例の規定にかかわらず、引き続き事業を行うことができる。
- (2) 条例で定める期日までに許可申請を行った者については、設備の基準の規定は適用しない。

11 墓地、埋葬等に関する法律により墓地または納骨堂の経営許可を受けている場合

- (1) 墓地の経営許可を受けた者が、許可を受けた区域を含む土地でペット霊園の墓地・納骨堂の設置等をする場合は、ペット霊園の設置場所の基準は適用しない。
- (2) 納骨堂の経営許可を受けた者が、許可を受けた区域を含む土地でペット霊園の納骨堂の設置等をする場合は、ペット霊園の設置場所の基準は適用しない。